議案第１０４号

杉並区立阿佐谷地域区民センター外３施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年１１月１６日

提出者　杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区立阿佐谷地域区民センター外３施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

１　公の施設の名称

（１）杉並区立阿佐谷地域区民センター

（２）杉並区立阿佐谷けやき公園

（３）杉並区立梅里区民集会所

（４）杉並区立梅里中央公園

２　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

オーチュー・箱根植木共同事業体

渋谷区代々木二丁目１８番３号

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

杉並区立阿佐谷地域区民センター外３施設に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、提出するものである。